

1. はじめに【検討の経緯】

- 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年2月）において、「論点7 日本語教育のボランティアについて」では、まず地方公共団体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要であるとされたことを受け、都道府県・政令指定都市に対する書面調査や、地方公共団体、関係機関・団体等へのヒアリングを実施。
- 調査結果等を踏まえ、日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や、日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについて検討。

2. 外国人の受入施策等の状況について

- 平成2年の入管法改正以来20数年間で、外国人数は100万人から210万人へ、国内の日本語学習者も6万人から17万人に増加。「経済財政運営と改革の基本方針2015」、「日本再興戦略」改訂2015においても外国人材の活用促進について盛り込まれている。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー創出のための取組として「外国人が言葉の壁を越え、地域で活躍するための日本語教育の充実」を明記。
- 外国人が普段の生活で困っていることとして「日本語」が上位にあげられ、多くの人が日本に住んでいる外国人の日本語能力について、生活に困らない程度以上に身につけてほしいと考えているなど、日本語教育は外国人だけでなく、地域社会のニーズにも応えるものとなっている。

3. 地域における日本語教育の現状と課題

【3. 1 地域における日本語教育の全体的な状況】

- 日本語教室の開設状況は地域により大きく異なり、域内に日本語教室を開設している市区町村は、3分の1に過ぎない。
- 特に、外国人が500人未満や人口5万人未満の地方公共団体における日本語教室の開設率の低さが顕著。

【3. 2 地方公共団体における日本語教育の状況】

- ◆市区町村
 - 市区町村自ら日本語教室を開設しているところはわずか1割、民間の取組を含めると約3割。
 - 日本語教師の57%がボランティアであり、特に地方公共団体が実施する日本語教室では約90%がボランティア。
 - ボランティアの高齢化など、安定的に活動に参加できる人材の確保・育成が課題。
- ◆都道府県
 - ニーズの把握やニーズに沿った学習機会の提供が不十分。
 - 都道府県によっては域内における日本語学習機会に格差。
 - 人材の確保、内容の質の担保など人材養成が重要な課題。

【3. 3 国（文化庁）における日本語教育施策の状況】

- 人材育成研修の参加地域に偏りがある。また、ノウハウに乏しい地方公共団体は『「生活者としての外国人」のための日本語教育事業』に申請しにくい仕組みとなっている。
- 特に一般住民に対する日本語教育施策の周知が不十分。

6. まとめ

- 実施体制の考え方、事例について広く周知しつつ、継続的な情報収集が重要。
- 増加する外国人住民が地域社会で活躍する環境を整えるため、関係省庁と連携し、日本語教育も含めた国家戦略としての外国人政策の検討が必要との意見もあった。社会状況により変わる日本語学習ニーズへの適切な対応を検討することが必要。
- 今後、都道府県等へ意見照会を行った後、関係各所からの意見を踏まえ、小委員会においてさらに検討予定。

4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について

【4. 1 市区町村】

- 日本語教育事業を実施するに当たり、外国人のニーズ把握や地域住民の理解を得ることが重要。
- 日本語教育が継続的に実施できるよう、指導者等の人材養成に努めることが必要。
- 多くの地域住民がボランティアとして関わるなど、日本語教室が外国人にとって地域社会との接点となり、コミュニティやセーフティネットとしての役割を担っている場合もある。
- 様々な地域の実情に応じ、大学や日本語教育機関、近隣市区町村・都道府県との連携、住民のボランティア活動による日本語教室への支援など、日本語教育の充実方策を検討することが必要。
- ノウハウや人材が不足する場合は、国・都道府県の事業の活用を検討。

【4. 2 都道府県】

- 市区町村と協力して域内の日本語教育のニーズの把握に努めることが必要。
- 日本語教育が実施されていない市区町村に対する専門家の派遣、人材養成、財政支援等が望まれる。

【4. 3 国（文化庁）】

- 人材育成の研修は開催地、開催時期、開催内容を不断に見直す必要。
- 新たに日本語教育に取り組む市町村に対しアドバイザー派遣などの支援の枠組みを設けるべき。
- また、自律的に日本語教育活動を継続することを促す仕組みを検討すべき。

5. 日本語教育の実施体制のポイント

6つのポイントごとに、特徴的な地方公共団体や日本語教育実施機関・団体の取組を紹介。

- | | | |
|-----------|-----|---|
| 【つながる】 | 〔1〕 | 日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる |
| 【学習機会を作る】 | 〔2〕 | 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会を創る |
| | 〔3〕 | 日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る |
| | 〔4〕 | 日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する |
| 【広げる】 | 〔5〕 | 複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する |
| | 〔6〕 | 日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディネーター等人材を確保・配置する |

地域における日本語教育の実施体制について 中間まとめ
（「論点7 日本語教育のボランティアについて」）

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

平成27年8月27日

目次

1. はじめに	1
2. 外国人の受入れ施策等の状況について	1
3. 地域における日本語教育の現状と課題	3
3. 1 地域における日本語教育の全体的な状況	3
3. 2 地方公共団体における日本語教育の状況	3
[市区町村]	3
[都道府県]	4
3. 3 国における日本語教育施策の状況	5
[国]	5
4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について	6
4. 1 市区町村	6
4. 2 都道府県	6
4. 3 文化庁	6
5. 日本語教育の実施体制のポイント	8
[ポイント1]	
日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる	11
[ポイント2]	
日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会を創る	14
[ポイント3]	
日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る	21
[ポイント4]	
日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する	23
[ポイント5]	
複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する	25
[ポイント6]	
日本語教室の安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため日本語指導者やコーディネーター等の人材を確保・配置する	29
6. まとめ	33
7. 資料	34
7. 1 地域における日本語教育の実施体制について 中間まとめ 関連資料	34
7. 2 ヒアリングを行った機関・団体の一覧	42
7. 3 各機関・団体の取組について (※今後作成予定)	43

1. はじめに

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（以下「小委員会」という。）に設置された課題整理に関するワーキンググループが平成 25 年 2 月に取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」の「論点7 日本語教育のボランティアについて」¹では、地域の日本語教育においてはボランティアが大きな役割を担っている現状をどう捉えるか、自治体の取組や成果はどのようなか、まず地方公共団体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要であるとされた。

これを受けて、文化庁では、都道府県・政令指定都市に対する日本語教育に関する書面調査を実施したほか、各地で日本語教育に取り組んでいる地方公共団体や機関・団体等へのヒアリングを実施した。

小委員会では、調査やヒアリングの結果等を踏まえ、日本語教育ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制についての考え方や、日本語教育体制の構築事例及びそのポイントについて検討を行った。

なお、検討に当たっては、「生活者としての外国人」を対象とした日本語教育²に限って議論を行った。そのため、国については、文化庁の取組についての検討を行った。

2. 外国人の受入施策等の状況について

- 我が国に在留する外国人数は、平成 2 年の「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）」の改正法の施行等に伴い、この 20 数年間で約 100 万人から約 210 万人^{*2}へと倍以上に増加し、また、国内の日本語学習者数も約 6 万人から約 17 万人^{*1}へと 3 倍近い伸びを見せている³。
日本に在住する外国人の数は、リーマンショックや東日本大震災の影響により一時減少に転じたものの、平成 26 年末の段階でリーマンショック以前の数にほぼ戻っている。また、在留資格「永住者」を取得して日本に滞在する者の数及び割合は年々増加しており⁴、外国人の定住化が進んでいる。
入管法改正当初の在留外国人の増加は主に南米日系人が中心だったが、次第に中国やフィリピンなどアジア系の外国人が増加し、在留外国人の国籍の多様化が進んでいる。近年は出身地別に見た場合、ベトナム、ネパール出身者、在留資格別に見た場合は「特定活動」「留学」「技能実習⁵」等の増加が顕著である。
- また、分野や業種を特定して、より積極的に外国人「人材」を活用しようという動きがある。
- 日本創成会議が平成 26 年 5 月に取りまとめた提言「ストップ少子化・地方元気戦略」では、「日本が直面している深刻な人口減少をストップさせ、地方を元気にしていくためには、以下の「基本方針」に基づき、総合的な戦略を推進する必要がある」としており、その基本方針の中で「生産年齢人口は減少するので、女性や高齢者、海外人材が活躍できる社会づくりに強力に取り組む」、「海外からの受入れは、「高度人材」を中心に進める」ことが提言されている。
一般社団法人日本経済団体連合会が平成 27 年 4 月に取りまとめた提言「人口減少への対応は待ったなしー総人口一億人の維持に向けてー」には、国家が一定規模の人口を維持することは、経済社会の活力を維持する上での必須の条件ととらえた上で、高度人材の一層積極的な受入れ、長期滞在の促進などの方策を早急に講じること、高度人材の卵である外国人留学生の積極受入れ、これまで専門的・技能人材と認められてこなかった分野への門戸解放など外国人人材の受入れ促進が提言されている。
- 本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」においては、外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境整備、技能実習制度の改善のほか、外国人にも暮らしやすい社会に向けた取組推進について述べられている。また、同時に閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2015 におい

1 同報告で整理した論点については「7. 1. 10 日本語教育の推進に当たっての主な論点について」を参照。

2 学校教育の枠内において行われる日本語教育等を除く。

3 「*1」は文化庁の「日本語教育実態調査」による（日本語教室の数や教室数、日本語学習者数等）、「*2」は法務省の「在留外国人統計」、「*3」は総務省の「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による。なお、外国人の総数について、法務省調べでは 2,121,831 人（平成 26 年 12 月末現在）、総務省調べでは 2,003,384 人（平成 26 年 1 月 1 日現在）となっている。

4 「7. 1. 1 在住外国人数の推移、在留資格別の外国人数の推移」参照。

5 「技能実習」はさらに細かく 1 年目の者を対象とした 1 号、2、3 年目の者を対象とした 2 号に分かれる。また、企業が単独で受入れを行う「イ」と団体管理型の「ロ」があり、その組合せで四つに分かれる（技能実習 1 号ロ、技能実習 2 号イ等）。

ては、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めるため、高度外国人材受入れ促進のための取組強化、専門的・技術的分野における外国人材の活躍促進のほか、中長期的な外国人材受入れの在り方について検討するため、国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていくことについても盛り込まれている。

- また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催や、これに向けた文化プログラムが展開されることから、今後も日本に来日・在住する外国人数の増加が見込まれる。文部科学省が本年4月にまとめた「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考えと取組」においては、オリンピック競技大会の有益な遺産(いさん)(レガシー)が「次の世代への贈りもの」として受け継がれることを目標としている。ここでいうレガシーとは社会に影響をもたらす有形・無形、計画的・偶発的な幅広いものを含んでおり、「年齢、性別、障害の有無等に関わらず、活躍できるコミュニティ」というレガシー創出のための具体的な取り組みとして「外国人が、言葉の壁を越え、地域で活躍するための日本語教育の充実」が明記されているところである。
- このような状況の中、各地の地方公共団体等が実施したそれぞれの域内に居住する外国人に対して実施した調査⁶によると、地域の人たちと暮らしてみても必要だと感じていること、普段の生活で困っていることや心配なこととして外国人が上位に挙げたのは「日本語学習」や「日本語が不自由であること」であり、全国規模での正確な数字は分からないものの、一定程度、日本語学習に関するニーズが存在することは明らかである。
- 一方、「国語に関する世論調査⁷」(平成22年度)の結果では、日本に住んでいる外国人の日本語能力について、「会話」は83.5%、「読み書き」は67.2%の回答者が「日常生活に困らない程度」以上にできるといいとしている。このように、多くの日本人は国内に住む外国人に一定程度の日本語能力を身に付けてほしいと考えていることから、日本語教育は外国人だけでなく、地域社会の側のニーズにも応えるものであると言える⁸。
- 文化庁では「生活者としての外国人」に対する日本語教育に関する施策を行っているが、外国人の受入状況は、今後も経済情勢や在留資格等をめぐる制度改革その他の社会状況により、大きく変わる可能性がある。文化庁としては、日本語教育推進会議や日本語教育研究協議会、地域における日本語教育協議会などの機会をとらえ関係機関・団体と情報交換等を行い、外国人の受入状況やその変化に応じ、また、外国人自身や地域社会等の日本語学習のニーズをできる限り踏まえながら、各地域における日本語教育を一層充実させていくことが重要である。

6 公益財団法人青森県国際交流協会、公益財団法人山形県国際交流協会、横浜市等。

7 全国16歳以上の男女3,000人対象として実施。

8 「7. 1. 9 平成22年度 国語に関する世論調査(日本語教育部分)」参照。

3. 地域における日本語教育の現状と課題

3. 1 地域における日本語教育の全体的な状況

- ・ 地域における日本語教育は、1970年代以降の中国残留邦人の帰国やインドシナ難民の受入れをきっかけに始められた。各地域に住む外国人に対応し、中国残留邦人やインドシナ難民のほか、国際結婚の配偶者や南米日系人、それらの子供など多様な外国人を対象にそれぞれの地域で取り組まれてきた。これらの取組は、外国人が日本語能力を習得し、就労、教育なども含めた日々の生活において、その可能性を最大限発揮するための基盤となるばかりでなく、地域コミュニティ形成の契機となるなど、多様な機能を持った取組として位置付けられ、実施されており、地域住民との交流や外国人住民の地域社会への参加支援などの幅広い役割を果たしている⁹。
- ・ しかしながら、日本語教室の開設状況は地域によって大きく異なる。域内に日本語教室が開設されている市区町村は全体の3分の1程度に過ぎない^{*1}。日本語教育が実施されていない地方公共団体に居住している外国人の数は約50万人^{*3}に達しており、そういった地域に住んでいる外国人は日本語を学びたいと思ったとしても近くに日本語教室がない状況^{*3}となっている¹⁰。
- ・ 特に外国人数が500人以下の地方公共団体^{*2}のうち、日本語教室が開設されていない地方公共団体の比率は86%であり、そこに居住する外国人の数は全国で約11万人^{*3}に上る。また、人口が5万人以下の地方公共団体のうち、日本語教室が開設されていない地方公共団体の比率は88%であり、そこに居住する外国人の数は全国で約12万人^{*3}に上る。これらの地方公共団体においては、日本語教室の開設率の低さが顕著である。外国人が多くないために、とすれば、日本語教育の必要性が十分に認識されていない、あるいは重要性を認識はしていても外国人数が少なかったり、広範囲にわたって散住したりしていることから日本語教育施策が後回しにされている可能性があると考えられる。これは全国的に見た場合、決して看過できない数字であり、外国人が多い地方公共団体だけでなく、少数散在地域における日本語教育をどのように効果的に実施するかということは重要な課題である¹¹。
- ・ 一方で、日本語教室が開かれている地域であっても、必ずしも日本語を学びたい全ての外国人が日本語教室に通っているわけではない。一部の地方公共団体で外国人の日本語学習状況等については調査を行っており、時間の余裕がないこと、日本語教室の開催日時等について知らないこと等がその理由として挙げられているが、全国的に見た場合、その状況は十分には把握できておらず、日本語教育施策を検討する上で必要な基礎的な情報が必ずしもそろっていないことも一つの課題である¹²。

3. 2 地方公共団体における日本語教育の状況

以下、日本語学習の機会の拡充やより継続的な運営を考えるため、まず、現在の取組状況について記述する。

[市区町村]

- ・ 外国人にとって最も身近な自治体は市区町村であるが、市区町村が自ら日本語教室を開設しているところは213市区町村であり、全体のわずか1割強に過ぎない。一方で民間の取組を含めると日本語教室が開設されている市区町村数は617市区町村となり、全体の3割強となる^{*1}。
- ・ このことから、現在、地域において行われている日本語教室は、その3分の2を民間が行っており、民間中心の実施状況と言える。
- ・ しかし、民間の日本語教育の中にも、地方公共団体（教育委員会を含む）や国際交流協会の補助金や助成金などを活用したり、地方公共団体が募集・養成した指導者を中心に運営していたり、地方公共団体から継続的に会場の提供を受けているところがある。そのため、「民間中心」ということが、必ずしも地方公共団体は全く支援をしていないということを意味するわけではない。地域によって、

⁹ 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成25年1月18日、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）のp.3～4参照。

¹⁰ 「7. 1. 2 域内の日本語教室がある地方公共団体の数の推移（直近3年間）について（都道府県別）」を参照。

¹¹ 「7. 1. 2 域内の日本語教室がある地方公共団体の数の推移（直近3年間）について（都道府県別）」を参照。

¹² 「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」（平成26年1月31日、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）のp.43～44参照。）

地方公共団体がどのような役割を担うかということは多様である。

- ・ また、我が国の日本語教育実施機関における教師を見てみると、そのうちボランティアの占める数の割合は、57%と半数を超えており、特に地方公共団体が直接実施している日本語教室におけるボランティアの数は、約90%を占めている。このようなところでは、ボランティアの高齢化、若い世代の人材の確保が困難であるなど、長期に渡って安定的に活動に参加できる人材の確保や、育成を課題としているところが多い。
- ・ 一方で、外国人数が500人以下の地方公共団体や人口規模が5万人以下の比較的小さな地方公共団体においては、日本語教室の開設率が低い。これは、人的資源や予算などの面において制約があることが理由であると考えられ、限られた資源を活用するための工夫が求められることとなる。
- ・ 「ヒト」、「モノ」、「カネ」といった限られた資源をどのように活用するか、活用のノウハウも含めた日本語教育の実施体制の整備が課題となっている¹³。

[都道府県]

- ・ 都道府県においては、域内の多文化共生及び日本語教育の関係機関の連絡・調整や連携体制を構築する取組を行っているところが47都道府県中33都道府県あり、全体の70.2%を占める（うち、15府県において、日本語教育に特化した連絡会議等を開催。全体の31.9%）。
- ・ また、都道府県のうち、約40%が日本語教室が開設されていない地域への働きかけや開設支援を行っている。
- ・ さらに、域内において、日本語教室が開設されていない市区町村がある場合など、日本語教室の数や内容が十分ではないといった理由から、あるいは日本語教室の運営方法や教室活動の内容・方法に関するノウハウを提供することを目的として、都道府県が自ら日本語教室を開設しているケースがある。
- ・ 一方で、都道府県により、取組内容やその状況には差があり、以下のように種々の課題がある。

外国人の日本語教育に対するニーズの把握やニーズに沿った日本語学習機会の提供が不十分であるといった点や、地域の日本語教育を担うボランティアの人材確保を課題として挙げている都道府県が見受けられる。

また、日本語教室が実施されている都道府県においても、域内を見渡すと、地域により日本語学習を受けられる機会に格差が生じている。

日本語教室を継続的に実施するためには、人材の確保、内容の質の担保など、人材養成が重要な課題となっている。

- ・ こういった都道府県内の、様々な課題を解決するためにも、日本語教室、国際交流協会と都道府県レベルの地方公共団体の連携や情報共有が不可欠である。
- ・ しかしながら、外国人散在地域においては、外国人に対する日本語教育への地域住民の関心も高くないため、地方公共団体の施策として展開することが難しく、関係予算の確保も困難となっている状況がある。
- ・ 域内の教室の開設状況は都道府県により異なるため、一概に何をすべきかということは困難であるが、ノウハウやモデルの提示、教室開設の支援、ネットワークによる資源の流通により、取組が進んでいない地域の日本語教育水準の引き上げを行っている例が参考となるのではないかと考えられる¹⁴。

¹³ 「7. 1. 3 外国人住民数別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について」～「7. 1. 6 日本語教育が実施されていない市区町村について、実施されていない理由の例」を参照。

¹⁴ 「7. 1. 7 都道府県、政令指定都市における関係機関との連絡会議等の実施状況について」を参照。

3. 3 国における日本語教育施策の状況

[国]

- ・ ここでは、「生活者としての外国人」を対象とした文化庁の取組について取り上げる。

(人材育成)

- ・ 文化庁では、地域日本語教育の中核的な人材を育成する観点から、地域日本語教育コーディネーター研修や地域の行政機関等で日本語教育を担当する職員を対象とした都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修を開催している。これらの研修の開催に当たっては、各地方公共団体を通じて関係機関への周知を行っているところであるが、参加する地域に偏りがあるなど、周知方法などについて、引き続き検討が必要である。

(優れた取組に対する支援とその周知・広報)

- ・ また、文化庁では、平成19年度から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施し、各地の優れた日本語教育の取組を支援しており、ここで行われた取組を広く周知することにより、地域の日本語教育の取組を促すこととしている。平成24年度からは、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会が作成した「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準カリキュラム案」などの普及を目的とした取組と、日本語教育の体制整備に重点を置いた取組の2種類のプログラムにより実施しているところである。

しかし、事業趣旨が優れた取組を支援することとしていることから、これまで日本語教育を実施しておらず、ノウハウに乏しい地方公共団体などは申請しにくい仕組みとなっている。このことが地域の取組に広がりや欠く要因となっていることが考えられる。また、本事業を活用して日本語教育に取り組んでいる地方公共団体や日本語教育機関などには、事業の企画・立案、実施や成果の把握、効果の検証に加えて、それぞれが独自予算を確保したり、受益者（日本語学習者に限らず、例えば、外国人を受け入れている事業者等も考えられる）に負担を求めたりするほか、町づくりなどの地域振興施策、生涯学習施策などに位置付けたり、市民活動として取り組むなどして、いずれ財政的にも自律することが求められるところである。

(施策の普及と連携協力)

- ・ 文化庁では、これらの取組のほか、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における検討内容など、日本語教育施策を普及する観点から、日本語教育大会や地域日本語教育研究協議会を開催したり、他省庁や関係機関との情報共有を目的とした日本語教育推進会議なども実施している。また、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」で作成された教材や各種調査研究の成果物などが広く活用されるように日本語教育コンテンツ共有システムの運用なども行っている。

これらの日本語教育施策の内容やその重要性については、日本語教育研究協議会等を通して日本語教育関係者以外にも、広く周知を図っているものの、その方法が固定化しており、十分に周知されているとは言い難い状況である。特に一般の住民の日本語教育の必要性についての意識を高める観点からは不十分と言わざるを得ない。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）の一つとして「年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、活躍できるコミュニティを実現する」ため、我が国において大きな転換点となり得る2020年を一つの目標年として「外国人が、言葉の壁を越え、地域で活躍するための日本語教育の充実」のための取組を進めるだけでなく、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催後のレガシーの創出・継承も見据え、広く住民を対象とした日本語教育の必要性の周知や、施策の一層の充実等に取組むことが必要である¹⁵。

¹⁵ 「7. 1. 8 カリキュラム案等の5点セットを活用または参考にしていない人の数について」を参照。

4. 地域における日本語教育の実施体制の考え方について

4. 1 市区町村

- ・ 前述のとおり、日本語教室が開設されていない市区町村は、全体の3分の2程度あり、人口比率では約4分の1の外国人が日本語教室等で日本語を学びたくても学べない状況がある。今後、定住外国人に地域社会で活躍してもらうためには、最も身近な行政機関である市区町村において、日本語学習環境を整えることが求められる。
- ・ 新たに事業を実施するに当たっては、外国人のニーズの把握や地域住民の理解を得ることが重要であることから、まず、これらの取組を実施することが望まれる。その際、外国人コミュニティやその中でのキーパーソンと連携して、情報の周知・広報やニーズの把握を図っていくなどの工夫が求められる。
- ・ また、日本語教室の中には、指導者等の高齢化や人材不足などから、安定的な運営に課題を抱えている日本語教室もある。日本語教育が継続的に実施できるよう、指導者等の人材育成に取り組むなど、人材の確保に努める必要がある。
この点について、地域によっては、大学や日本語教育機関と連携して日本語教育を実施したり、近隣市区町村、都道府県等と連携するなどして、実施体制の安定化を図る取組なども見られ、一つの参考となると考えられる。
- ・ 一方、自治体が直接実施している日本語教室においては、その90%がボランティアにより実施されているという実態がある。日本語教室において「日本語を教える／学ぶ」こと以外にも、多くの住民がボランティアとして日本語教室に関わるからこそ、日本語教室が外国人にとって地域社会との接点になり、その地域で暮らしていく上で必要な情報や人とのつながりを得たりする場になっている。正に日本語教室そのものが一つのコミュニティや、いざという時のセーフティネットとしての役割を担っている場合もある。こういった取組は、地域の国際化・多文化共生を進める最前線であると同時に、さらには住みやすい地域づくりや地域の活性化につながるものとなっている。
- ・ 各地域においては、こういった様々な取組を参考として、地域の実情を勘案しつつ、大学や日本語教育機関、近隣市区町村や都道府県との連携、協働や地域の日本語教室に広く住民がボランティアとして参加することを促すこと、地域の住民がボランティアで自主的に運営する日本語教室に適時適切な支援を行うことなど、地域における日本語教育を充実させる方策について検討し、実施する必要がある。
- ・ 一方で、日本語教育を実施したくても、十分なノウハウがない、必要な人材がいない、財政的な制約から十分な予算の確保が困難である等の場合には、国や都道府県が行っている事業等を活用する方策を検討することも考えられる。

4. 2 都道府県

- ・ 都道府県においては、市区町村と協力して、域内の外国人の日本語教育に対するニーズの把握に努めることが求められる。
- ・ その上で、域内の日本語学習環境が整うよう、日本語教育に取り組んでいる市区町村と連携するなどして、日本語教育が行われていない市区町村に対して、取組が円滑に進むよう専門家を派遣してアドバイスを実施したり、域内で必要な人材が確保できるよう人材を養成したり、必要に応じて財政支援を行うなどの支援を行うことが望まれる。
- ・ また、域内の日本語教育に関する課題を解決するため、日本語教育実施団体と情報やリソースを共有し、連携・協力できる体制を作ることが望ましい。

4. 3 文化庁

- ・ 文化庁においては、地域の日本語教育を推進する中核となる人材の育成を引き続き実施する必要がある。なお、現在実施している地域日本語教育コーディネーター研修や都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修の開催に当たっては、参加者の広がりや視点を、周知方法はもちろんのこと、開催地や開催時期、研修内容等について不断の見直しを行うことが求められる。
- ・ 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業については、事業の成果を広く周知すると

ともに、今後も日本語教室が開設されていない市区町村における取組を促すような制度に充実すべきである。また、財政的支援に限らず、新たに日本語教育に取り組む市区町村に対し、効果的に日本語教育に関するノウハウを伝えるアドバイザー等の専門家を派遣するなどの新たな支援の枠組を設けることが求められる。

- さらに、現在本事業を活用して日本語教育を実施している団体等が、自律的に日本語教育の活動を継続できるような取組を促すような仕組みを検討すべきである。
- このような改善を図りながら、日本語教育の実施主体である市区町村や、都道府県などが行う日本語教育ボランティア等の人材育成に対し、引き続き「生活者としての外国人」のための日本語教育事業などを活用した支援を実施すべきである。
- このほか、日本語教育施策の普及に当たって、日本語教育関係者のみならず、国民一般への周知も視野に入れた広報・周知に努めること、地域の日本語教育の施策を進めるに当たって、引き続き地方公共団体や日本語教育関係団体と連携して取組むことが求められる。

5. 日本語教育の実施体制のポイント

- ・ 今回、地域における日本語教育の実施体制を検討するに当たっては、都道府県、政令指定都市に対し、日本語教育に関する書面調査及び域内の機関・団体による取組の情報提供を依頼し、そこから関連機関・団体との連携・協力や人材配置等の面で特徴的であると思われる地方公共団体や日本語教育実施機関・団体を選び、ヒアリングを実施した。
ヒアリングは都道府県（地域国際化協会を含む）14、市区町村14、市区町村の国際交流協会7、大学2、NPO法人等5、任意団体7の合計49機関・団体¹⁶に行った。
- ・ ここではヒアリングの内容を整理し、日本語教育の実施体制を構築する上での着眼点として6のポイントとそれぞれのポイントに該当する事例を取り上げる。

日本語教育の実施体制の6のポイント

～日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながる～

[ポイント1]

日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる

～日本語学習の機会をつくる～

[ポイント2]

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会を創る

[ポイント3]

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携し、日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る

[ポイント4]

日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携し、日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する

～日本語教室を安定的に運営する、日本語教育の取組を広げる～

[ポイント5]

複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する

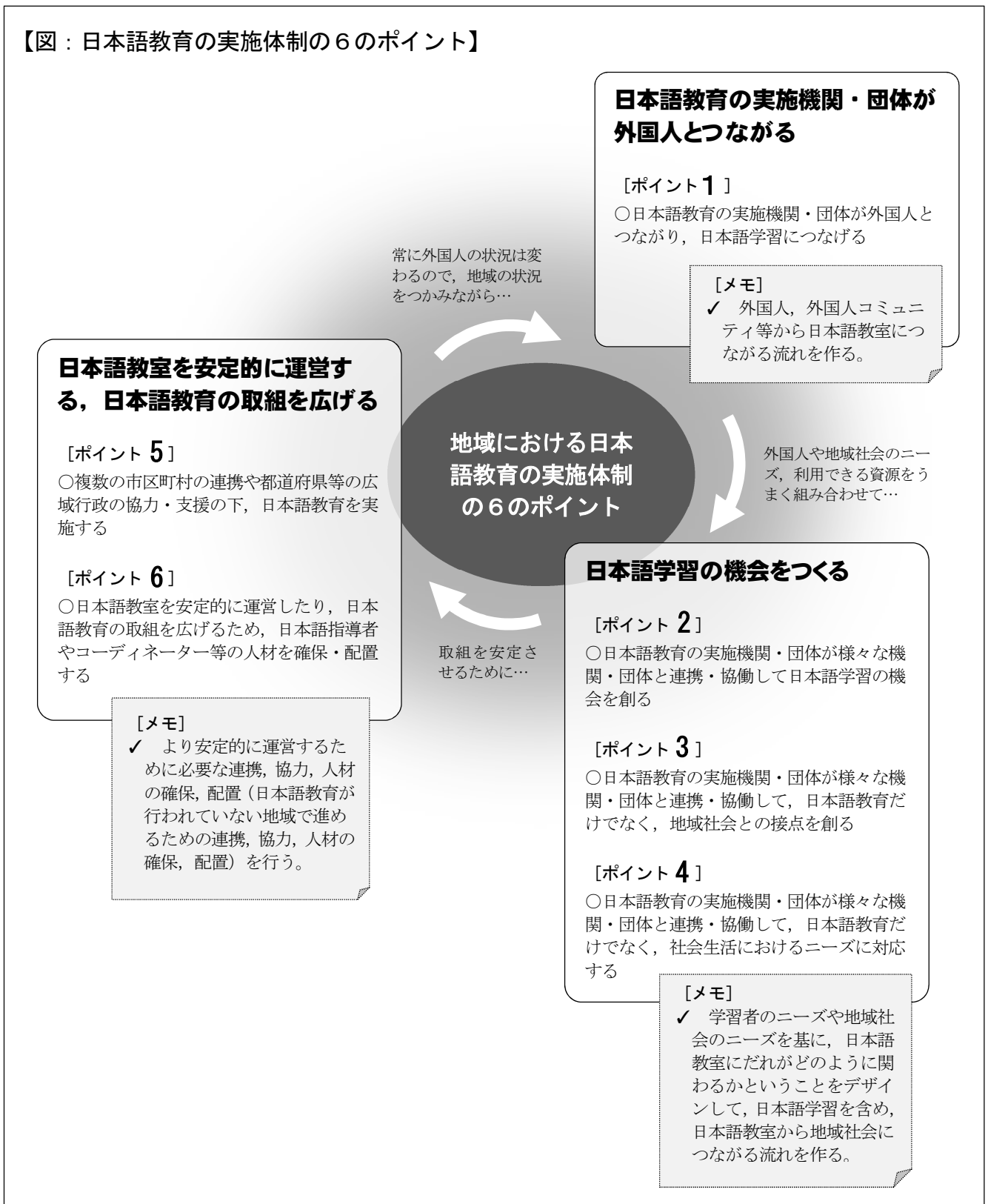
[ポイント6]

日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディネーター等人材を確保・配置する

※ なお、複数のポイントに該当すると思われる事例は、それぞれのポイントにおいてその都度、取り上げている。

¹⁶ ヒアリングを行った機関・団体の一覧については、「7. 2 ヒアリングを行った機関・団体の一覧」、各機関・団体の取組の概要については、「7. 3 各機関・団体の取組について」を参照。

【図：日本語教育の実施体制の6のポイント】



※ 10ページ以降で取り上げる事例は、平成27年度の時点での情報を基に作成しています。

【凡例】

次ページ以降、日本語教育の実施体制の6のポイントごとに、それぞれのポイントに該当する事例を取り上げている。ここでは11ページを例に、ポイントの構成を説明する。

～実際のページ（次ページ）の例～

【ポイント1】日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる

外国人に日本語学習に関する情報を提供したり、日本語学習に関するニーズを把握したりするため、まず、外国人とつながることが必要となる。

多くの機関・団体では、ポスターやチラシの掲示、SNS（Social Network Service）の活用、地方公共団体の広報誌への広報記事の掲載、地方公共団体の市民課等の窓口で外国人が来た際にチラシを渡したり、直接説明を行ったりしている。ただし、その一方で、必要な人に本当に情報が届いているのかといった点から外国人に対する情報提供を課題としているところも多い。

ここでは日本語教育を実施している機関・団体による情報発信以外に、他機関・団体等との連携・協力により、①外国人コミュニティのキーパーソン、②事業者、③行政の育児・子育て関係の部署を通じて、外国人とつながっている事例を取り上げる。

①外国人コミュニティのキーパーソンを通じて、外国人とつながる

既にできている外国人のコミュニティのキーパーソン等の協力を得ることで、効果的に情報提供、情報収集を行っている。また、コミュニティとの接点として、教会や飲食店、食料店、外国語の情報誌などがある。

福島県国際交流協会 連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン

当該国際交流協会の職員が、地域のイベントや関係者からの情報、レストラン・飲食店や教会などを通じて、県内の外国出身者のキーパーソンや外国出身者コミュニティとつながり、外国人を対象とした研修会やワークショップなどの協働事業の実施により連携を深め、さらに事業を展開すると共に、日本語教育を含めた情報の提供などを行っている。

青丘社（神奈川県） ※社会福祉法人 連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン **区役所**

- 社会福祉法人青丘社とは、保育、社会教育、福祉を目的として作られた市の施設「ふれあい館」の指定管理者であり、外国人を対象にした識字教室や相談事業等を実施している。
- 近隣の貝塚教会で外国語によるミサが終わる時間に、ミサに参加する外国人を対象に日本語学習を兼ねた防災講座を実施。講座の周知・広報は教会関係者の協力を得て行い、講座の実施に当たっては区役所の防災担当の協力を得て、教会に隣接する公園で実施している。

堺市 連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン

- 市の職員（日本語教育担当）が、外国人コミュニティのキーパーソンに直接情報を伝えたり、外国語の新聞や情報誌に情報を掲載したり、外国食料店や料理店などに対し、日本語教育に関する情報提供の協力を依頼している。

○ポイントを示す。

○ポイントの概要について簡単に説明する。

○ポイントに下位分類がある場合は、丸数字で下位分類の項目を示す。
また、括弧の中は下位項目で取り上げている事例の概要を示す。

○各事例で中心となって活動している機関・団体が連携している機関・団体等の種別を示す。
※色で機関・団体等の種別を示す。色の説明は下を参照。

事例の概要

○各事例で中心となって活動している機関・団体の名称を示す。
※色で機関・団体の種別を示す。
色の説明は下を参照。

- 各事例において登場する機関・団体の種別について、色で次のように示している。
- 濃い灰色 … 行政 (例) 行政(県) 行政(市)
 - 薄い灰色 … 行政の補助金を受けていたり、公的な施設の指定管理を受けている機関・団体等
(例) 国際交流協会(県) 国際交流協会(政令指定都市)
 - 白 … 民間 (例) NPO法人 事業者

[ポイント1] 日本語教育の実施機関・団体が外国人とつながり、日本語学習につなげる

外国人に日本語学習に関する情報を提供したり、日本語学習に関するニーズを把握したりするため、まず、外国人とつながることが必要となる。

多くの機関・団体では、ポスターやチラシの掲示、SNS（Social Network Service）の活用、地方公共団体の広報誌への広報記事の掲載、地方公共団体の市民課等の窓口で外国人が来た際にチラシを渡したり、直接説明を行ったりしている。ただし、その一方で、必要な人に本当に情報が届いているのかといった点から外国人に対する情報提供を課題としているところも多い。

ここでは日本語教育を実施している機関・団体による情報発信以外に、他機関・団体等との連携・協力により、①外国人コミュニティのキーパーソン、②事業者、③行政の育児・子育て関係の部署を通じて、外国人とつながっている事例を取り上げる。

①外国人コミュニティのキーパーソンを通じて、外国人とつながる

既にできている外国人のコミュニティのキーパーソン等の協力を得ることで、効果的に情報提供、情報収集を行っている。また、コミュニティとの接点として、教会や飲食店、食材店、外国語の情報誌などがある。

福島県国際交流協会

連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン

- ・ 当該国際交流協会の職員が、地域のイベントや関係者からの情報、エスニック飲食店や教会などを通じて、県内の外国出身者のキーパーソンや外国出身者コミュニティとつながり、外国人を対象とした研修会やワークショップなどの協働事業の実施により連携を深め、さらに事業を展開すると共に、日本語教育を含めた情報の提供などを行っている。

青丘社（神奈川県） ※社会福祉法人

連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン 区役所

- ・ 社会福祉法人青丘社とは、児童館・社会教育施設の統合施設として作られた「川崎市ふれあい館」の指定管理者であり、外国人を対象にした識字教室や相談事業等を実施している。
- ・ 近隣の貝塚カトリック教会で外国語によるミサが終わる時間に、ミサに参加する外国人を対象に日本語学習を兼ねた防災講座を実施。講座の周知・広報は教会関係者の協力を得て行い、講座の実施に当たっては区役所の防災担当の協力を得て、教会に隣接する公園で実施している。

堺市

連携先： 外国人コミュニティのキーパーソン

- ・ 外国人コミュニティのキーパーソンに直接情報を伝えたり、外国料理店や教会にチラシの配布・配架を依頼して、必要とする人の手に情報が届くように工夫している。また、外国人キーパーソンを巻き込むことにより、SNSなどを通じた当事者ネットワーク内での情報流通も行われ、事業周知の助けとなっている。

②事業者を通じて、就労外国人とつながる

外国人を雇用している事業者の協力を得て、効果的に情報提供、情報収集、さらには日本語教室を実施することで、「時間がなくて日本語教室に通えない」、「遠くて日本語教室に通えない」、「日本語教室の場所が分からない」といった物理的な制約等に対応している。

一般社団法人 多文化リソースセンターやまなし(山梨県)

連携先： 事業者

- ・ 日本語を必要としている外国人に、より有効にアプローチするため、当該法人が外国人も派遣している派遣専門の会社と連携して日本語教室を実施している。
- ・ 当該法人が日本語教育を実施し、派遣専門の会社は日本語教室に関する情報を登録している社員に提供するだけでなく、日本語教室に参加する場合には、参加費の一部を負担して、外国人の日本語学習を支援している。

また、開催時間については、就労シフトが頻繁に変動する実態に合わせ、特定の時間に日本語教室を開催するのではなく、毎日、午後に日本語講師と通訳を配置し、いつでも何時間でも日本語を勉強できる「フレキシブル方式」を採用して実施している（費用は1時間当たり500円）。

豊田市 名古屋大学

連携先： 事業者

- ・ 地域の事業者が拠出した基金を基に、大学、豊田市が協働で地域に暮らす外国人のための日本語教育の実施のガイドライン、実施プログラムや評価方法等を開発し、さらに人材育成を行った上で、事業（以上、まとめて「とよた日本語学習支援システム」）を実施している。
事業は、全体のコーディネートをを行う専門家（所属は名古屋大学）を中心に運営している。
- ・ 外国人を雇用している事業者（場所の提供、従業員への周知等）とも協働で日本語教室を開催し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。

NPO法人 伊賀の伝丸(三重県)

連携先： 事業者

- ・ 技能実習生を雇用している事業者の費用負担により、当該法人が日本語教育を実施。周知・広報の方法について、当該法人の事務所を訪れる外国人にパンフレットを渡したり、市内の企業を訪問して直接案内をしたりしている。

静岡県国際交流協会

連携先： NPO法人 事業者

- ・ 当該国際交流協会がNPO法人や任意団体、日本語学校等の協力を得て、技能実習生を雇用している事業所において、日本語教室を実施し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。
- ・ 実施に当たって、当該国際交流協会が全体のコーディネートをを行い、NPO法人等が日本語教育を実施、事業者が学習者に対する連絡や会場の提供などを行っている。
- ・ 費用は一年目は国際交流協会が負担、二年目は事業者と国際交流協会が折半、三年目は事業者が負担というように、段階的に事業者が費用負担を求める形となっている。

③行政の育児・子育て関係の部署を通じて、子育て中の外国人とつながる

地域に散在している子育て中の外国人に対して、育児・子育て関係の業務を行う担当部署と連携し、効果的に情報提供、情報収集を行っている。

北九州国際交流協会

連携先： 行政（市）

- ・ 家庭訪問を行っている北九州市の保健師や教育委員会と情報交換を行い、支援を要する可能性のある外国人に対して、日本語学習の機会の情報提供等を行っている。

熊本市国際交流振興事業団 ※熊本市の地域国際化協会

連携先： 行政（市）

- ・ 生後4か月までの乳児がいる全家庭に対して保健師等が行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」で熊本市では外国人家庭への訪問に当該機関の通訳スタッフが同行し、子育て情報の通訳に加え、生活情報を伝えている。
また、通訳スタッフが同行する過程で、外国人コミュニティのキーパーソンとつながることができ、キーパーソンを通じて日本語教室の広報を行えるようになった。

[ポイント2] 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携・協働して日本語学習の機会を創る

日本語学習の機会を作るために、当該機関・団体が単独で日本語教室を開設するほか、以下のように複数の関係機関・団体が連携・協力を行う形がある。なお、連携・協力を行う機関・団体の組み合わせは多様である。

①行政と大学の連携・協働

大学として、日本語教育に関する専門的な知見を生かして、日本語教育プログラムや教材の作成や人材育成、調査やシンポジウムの開催など多岐に渡って行政機関等と連携・協力を行っている。ただし、協力が個々の研究者・研究室単位か大学組織全体によるものかということについては様々な形態があり、それによって事業の継続性の点において違いが出てくると考えられる。また、予算も行政の予算のほか、外部の助成金を活用するなど多様である。

豊田市

名古屋大学

連携先： 事業者

- 地域の事業者が拠出した基金を基に、大学、豊田市が協働で地域に暮らす外国人のための日本語教育の実施のガイドライン、実施プログラムや評価方法等を開発し、さらに人材育成を行った上で、事業（以上、まとめて「とよた日本語学習支援システム」）を実施している。
事業は、全体のコーディネートをを行う専門家（所属は名古屋大学）を中心に運営している。
- 外国人を雇用している事業者とも協働（場所の提供、従業員への周知等）で日本語教室を開催し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。
- 大学の日本語教育に関する知見等を生かし、事業を実施するほか、シンポジウム等による成果の発信等を行っている。

大多喜町(千葉県)

連携先： 大学

- 国際交流協会（事務局は大多喜町）のコーディネート、三育学院大学の協力（講師、会場の提供）により日本語教育を実施。費用については、国際交流協会と学習者が半分ずつ負担する形で実施。（ただし、学習者が集まらず、現在は休止中）。

甲府市

山梨県立大学

連携先： 任意団体

- 山梨県立大学の教員が甲府市及び市民団体・山梨外国人権ネットワークオアシスの協力を得て日本語教室を開設している。会場は大学の施設を利用し、市は費用を負担し、山梨外国人権ネットワークオアシスで活動している日本語教師が指導を担当している。
大学を会場とすることで、外国人にも場所が分かりやすいだけでなく、「大学で日本語を勉強する」ということで家族の理解が得られやすいという利点がある。

福井県国際交流協会

連携先： 大学

- 福井大学の教員と連携して、日本語ボランティア養成講座を実施している。

熊本市国際交流振興事業団 ※熊本市の地域国際化協会

連携先： 大学

- 熊本県立大学の文学部日本語日本文学科日本語教育研究室と協働で、多文化共生に関する調査、事業の成果を普及するための多文化共生シンポジウム、地域で暮らす生活者としての外国人のための日本語テキスト作成を行っている。（テキスト作成の実績：「緊急（地震・台風）編」、「病院編」、「仕事編」、「買い物編」、「学校編」等）

②行政と日本語教育機関の連携・協働

日本語学校など日本語教育を実施する専門機関が、日本語教室の実施について行政機関等と連携・協力を行っている（地方公共団体等による業務委託等）。また、日本語学校などの協力による日本語教室は時間設定や人数などの面で参加できる人が限られることもあることから、住民がボランティアとして参加する日本語教室も併設するなどして選択肢を増やす工夫をしている事例がある。

大阪国際交流センター ※大阪市の地域国際化協会

連携先： 日本語学校

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構大阪日本語教育センターとの共催で日本語教室（生活日本語コース）を実施している。大阪国際交流センターが予算を確保し、日本語教育センターが会場、講師の提供、プログラムの作成を担当している。生活日本語コースは週4～5日、1日2時限と集中的に日本語を学ぶものである。
- ・ 大阪国際交流センターでは、生活日本語コースとは別に、登録ボランティアによる教室形式の日本語教室（週1回のコースを火、水、木に開催）、マンツーマン形式の日本語教室（週1回）を実施している。

鹿児島県国際交流協会

連携先： 日本語学校

- ・ 日本語教育機関である民間団体に業務委託を行い、在住外国人を対象に「日本語・日本理解講座」を実施している。同講座を活用して当国際交流協会の担当職員が在住外国人の現状と課題を把握する機会としている。

また、日本語の日常会話が可能な在住外国人を対象に「おしゃべりひろば」という事業を設けているが、この事業では日本語会話の上達を図りつつ、日本で生活する上で役立つ情報の提供も行っている。この「おしゃべりひろば」は交流の場にもなっており、外国人同士のネットワーク創りが図られている。

とやま国際センター ※富山県の地域国際化協会

連携先： 日本語教育機関

- ・ 日本語教育の専門機関である（有）トヤマ・ヤポニカに講師派遣を依頼し、外国人への日本語支援ボランティアの養成講座を開催している。開催場所は、年度ごとに各地域のボランティアによる日本語教室の運営状況（スキルアップ、新たな人材発掘の必要性等）を考慮の上、選定している。
- ・ さらに、ボランティアによる日本語教室の運営を支援するため、教室の要請に基づきアドバイザー（トヤマ・ヤポニカに講師派遣を依頼）を派遣し、活動内容や活動方法の充実、日本語教室の運営等に関する相談に応じ、助言している。

③行政とNPO法人の連携・協働

日本語教育の実施から地域の関係機関間のコーディネートなど多様な取組をしている。

NPO法人 伊賀の伝丸（三重県）

連携先： 行政（県）

- ・ 県が外国人住民と地域住民の接点，交流をより強くするため，委託事業により，日本語ボランティア育成事業を実施。日本語ボランティア初心者向けの講座と日本語教室見学会の実施，県内の日本語教室紹介リストも作成。

静岡県国際交流協会

連携先： NPO法人 事業者

- ・ 当該国際交流協会がNPO法人や任意団体，日本語学校等の協力を得て，技能実習生を雇用している事業所において，日本語教室を実施し，それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。
- ・ 実施に当たって，当該国際交流協会が全体のコーディネートを行い，NPO法人等が日本語教育を実施，事業者が学習者に対する連絡や会場の提供などを行っている。
- ・ 費用は一年目は国際交流協会が負担，二年目は事業者と国際交流協会が折半，三年目は事業者が負担というように，段階的に事業者が費用負担を求める形となっている。

四日市市（三重県）

連携先： NPO法人

- ・ 市内には任意団体等による日本語教室があるが，地域における日本語教育で実績のあるNPO法人多文化共生リソースセンター東海（愛知県や三重県などでの日本語教室の運営の支援等）に委託し，日本語学習支援事業を実施している。

上記支援事業においては，日本語学習を支援するボランティアが，学習者の日本語能力レベルや，日本で生活する上で必要となる知識の有無を把握し，適切な教材や学習方法を提供することによって，それぞれのレベルに応じた日本語学習支援の仕組みを作る取組を実施。

④行政と任意団体・市民の連携・協働

行政が日本語教室の開催やボランティア養成講座の委託を行う形のほか、行政と任意団体・市民との役割分担、棲み分けを行っているものなど、行政と任意団体の関わりは多様である。

国際交流協会ともだち in 名取（宮城県） ※任意団体

連携先： 行政（市） 国際交流協会（県）

- 元々、当該団体が市民活動として日本語教室を開催していたが、現在は事業費については行政の助成（市の独自予算及び県の補助金）を受けている。さらに宮城県国際化協会が主催する地域における日本語教育の連絡会議、研修への参加や日本語教育の内容・方法等に関する情報提供を受けて活動している。

福井県国際交流協会

連携先： 任意団体

- 長年、地域で日本語教育を行ってきた「日本語の輪を広げる会（任意団体）」に委託して常設の日本語講座を実施している。さらに、常設の日本語講座に通えない外国人を対象に、登録している日本語ボランティア団体が日本語の個人レッスンを行っている。
- さらに、「日本語の輪を広げる会」と連携して、日本語ボランティア養成講座を実施している。

福岡日本語ボランティア養成共同事業体 ※任意団体

連携先： 行政（市）

- 地域でボランティアで日本語教育を行ってきた七つの団体が共同で任意団体を設立し、市の委託事業を受けて、日本語ボランティア養成講座、既に活動しているボランティアに対する研修会、広く一般住民に対する啓蒙活動を目的としたラジオ放送を実施している。

Tori フレンド network（鳥取県） ※任意団体

連携先： 大学 行政（市）

- 鳥取大学が大学として取り組んでいる地域貢献支援事業のプログラムの一つとして、倉吉市人権局と協働で外国人住民をめぐる地域課題に関するフォーラムを実施した。また、地域在住外国人と倉吉市長の間で意見交換会が行われた。その後、フォーラムや意見交換会に参加した在住外国人と日本人のネットワークを母体にして、地域に暮らす外国人の自助グループ的な位置付けで当該団体が設立された。

当該団体の活動として、参加者の間で抱えている課題等について話をする中で、日本語学習に関するニーズが確認され、日本語教室がスタートしている。日本語学習の内容としては外国人たちの生活の中で困っていることを取り上げるなどしている。

長崎市

連携先： ボランティア

- 地域に暮らす外国人を対象に、市がボランティアを募り、直接、初級日本語講座を開催している。市が予算、会場、テキストを用意し、登録されている「長崎市国際ボランティア」が日本語指導を担当している。

千葉市国際交流協会

連携先： 任意団体

- 地域に暮らす外国人のうち、日本語が全くできない人を対象に週2回、1回2時間、全10回のゼロ初級日本語教室を実施している。予算は当該協会独自のもの。
- その他、地域の住民であるボランティアと日本語学習者をマッチングして行うマンツーマン形式の日本語学習支援を実施（1回2時間）している。
- さらに、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁委託事業）により、テーマでつながる日本語教室と題して、取り上げるテーマに応じて地域住民が参加する取組（例えば、子育てがテーマであれば、子育て中の地域住民も参加して行う日本語学習等）を実施している。

横浜市泉区

連携先：

国際交流協会(政令指定都市)

任意団体

- 泉区が外国人の日本語学習を支援するボランティア養成講座を行い、そこで養成されたボランティアが地域のボランティア団体で活動を行っている。養成講座には、地域のボランティア団体の活動紹介などを盛り込み、養成講座を受講している段階から養成講座受講後の活動をイメージしてもらうなどしている。
- また、日本語が入門段階の外国人に対して、ボランティア団体でも教室を開催しているが、区においても横浜市国際交流協会に委託し、日本語教室を実施している。

相模原市

連携先：

任意団体

- 外国人に対する支援活動や情報提供を行う場である「国際交流ラウンジ」を市が設置し、国際交流ラウンジに登録されているボランティア団体が日本語教室を行っている。ボランティア団体が日本語教室を実施するに当たり、市では日本語ボランティア養成講座の開催や、教材の貸与、会場使用料の助成を行っている。なお、国際交流ラウンジの運営は市民と協働で行っている。

⑤事業者との連携・協働

〔 関わり方、負担の内容は多様であるが、いずれも事業者も負担するという点で共通している。 〕

一般社団法人 多文化リソースセンターやまなし(山梨県)

連携先： 事業者

- ・ 日本語を必要としている外国人に、より有効にアプローチするため、当該法人が外国人も派遣している派遣専門の会社と連携して日本語教室を実施している。
- ・ 当該法人が日本語教育を実施し、派遣専門の会社は日本語教室に関する情報を登録している社員に提供するだけでなく、日本語教室に参加する場合には、参加費の一部を負担して、外国人の日本語学習を支援している。

また、開催時間については、就労シフトが頻繁に変動する実態に合わせ、特定の時間に日本語教室を開催するのではなく、毎日、午後に日本語講師と通訳を配置し、いつでも何時間でも日本語を勉強できる「フレキシブル方式」を採用して実施している(費用は1時間当たり500円)。

豊田市

名古屋大学

連携先： 事業者

- ・ 地域の事業者が拠出した基金を基に、大学、豊田市が協働で地域に暮らす外国人のための日本語教育の実施のガイドライン、実施プログラムや評価方法等を開発し、さらに人材育成を行った上で、事業(以上、まとめて「とよた日本語学習支援システム」)を実施している。

事業は、全体のコーディネートをを行う専門家(所属は名古屋大学)を中心に運営している。

- ・ 外国人を雇用している事業者(場所の提供、従業員への周知等)とも協働で日本語教室を開催し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。

NPO法人 伊賀の伝丸(三重県)

連携先： 事業者

- ・ 技能実習生を雇用している事業者の費用負担により、当該法人が日本語教育を実施。周知・広報の方法について、当該法人の事務所を訪れる外国人にパンフレットを渡したり、市内の企業を訪問して直接案内をしたりしている。

静岡県国際交流協会

連携先： NPO法人 事業者

- ・ 当該国際交流協会がNPO法人や任意団体、日本語学校等の協力を得て、技能実習生を雇用している事業所において、日本語教室を実施し、それまで日本語教室に通えなかった学習者に対して日本語学習の機会を提供している。
- ・ 実施に当たって、当該国際交流協会が全体のコーディネートをを行い、NPO法人等が日本語教育を実施、事業者が学習者に対する連絡や会場の提供などを行っている。
- ・ 費用は一年目は国際交流協会が負担、二年目は事業者と国際交流協会が折半、三年目は事業者が負担というように、段階的に事業者が費用負担を求める形となっている。

⑥複数市町の協働

〔それぞれの市町が予算を負担し、協働で運営することで資源を有効に活用し、安定的に運営している。〕

大仙・仙北広域圏日本語教室（秋田県） ※大仙市，仙北市，美郷町

- ・ 大仙市，仙北市，美郷町の教育委員会が費用を負担し，日本語教育に関する運営委員会を設置し，協働で日本語教室を運営している。日本語教室はそれぞれの市町に開設しているが，二市一町が一体となって運営を行い，外国人の状況や外国人に対する支援等の情報も広く共有されることで，個々の指導者が孤立せず，それぞれの日本語教室の運営，情報交換や指導者の手配等がスムーズに行われている。
また，活動の休止には三市町の合意が必要となるため，安定的に運営される。

都城市・三股町（宮崎県），曾於市・志布志市（鹿児島県）

- ・ 都城広域定住自立圏事業（三市一町）という生活圏の維持，地域活性化を目的とした事業において，多文化共生事業が位置付けられており，さらにその一環として日本語教育が位置付けられている。
- ・ 多文化共生に関する職員研修や日本語ボランティア養成講座を持ち回りで行うなどしており，曾於市・志布志市で日本語教室を立ち上げるなどの効果が見られる。
- ・ また，四市町が協働で行っている取組であり，各市町の日本語教室の方向性をそろえていくのは大変な部分もあるが，個々の市町の予算等の状況のみに左右されず，安定的に運営される。

[ポイント3] 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携し、日本語教育だけでなく、地域社会との接点を創る

「生活者としての外国人」が日本で生活をしていく上で、日本語を学ぶだけでなく、地域社会との接点を作っていくことが重要である。外国人が日本語を学び、さらに地域社会とつながるための取組として、興味関心に基づく集まり（サークル等）や地縁に基づく集まり（自治会等）が接点として見られた。また、接点を作り出すことが、外国人の地域社会への参加につながるだけでなく、地域社会の外国人に対する理解につながる可能性があると考えられる。

札幌国際プラザ ※札幌市の地域国際化協会

連携先： 行政（政令指定都市） 地域住民

- 「多文化共生コミュニティ形成のための日本語」と題して、保健師や札幌市の子ども未来局の職員を講師として、母子保健や子育て支援に関するセミナー、日本の季節の行事などの体験、札幌市の総合防災訓練への参加、防災バスツアー（外国籍市民と札幌市民が5～6人でチームになり、言葉が分からない、負傷した人がいる…などの状況の中、避難するゲームなど）、日本文化・スポーツ体験を実施。
ボランティアを含め札幌市民も多く参加し、地域住民とともに楽しみながら日本語に親しむ内容となっている。

千葉市国際交流協会

連携先： 地域住民

- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁委託事業）により、テーマでつながる日本語教室と題して、取り上げるテーマに応じて地域住民が参加する取組（例えば、子育てがテーマであれば、子育て中の地域住民も参加して行う日本語学習等）を実施している。
具体的な内容としては、起震車での地震体験、消火体験、地域住民を聴衆とした日本での子育て経験や自国との比較のスピーチ、自治会について分かったことや今後活動してみたいことのスピーチを実施。特に子育てについて取り上げた際には、乳児・幼児を連れた地域の母親が多く参加し、学習者との交流が生まれた。

飯田市（長野県）

連携先： 地域住民

- 「地域との協働」をテーマに日本語教室を実施。具体的には「自治会」、「市役所」、「地域で活動する様々な分野の講師（地域住民）」等と連携し、「ごみの分別」、「防災」、「年金・保険」といった生活に直結したテーマで日本語学習を実施。
実施した結果、講師が地域で行なうサークルに参加する学習者が出たり、「より多くの日本人の友達を作りたい」、「いつか飯田のまちづくりのために何かできればいいと思う」といった感想が得られた。
「ごみの分別」は、外国人住民が集住する地域のまちづくり委員会からの、「外国人住民にごみ分別について知ってもらいたい」という声から実施に至り、実施後、当該地域で暮らす日本人から「一緒に何かやることに限界を感じていたが、彼らにも言い分があるだろうから本音を聞いてみたい」などといった歩み寄りの反応が生まれた。

安芸高田市（広島県）

連携先： NPO法人 任意団体 地域住民

- 日本語教室だけでなく、ポルトガル語教室、参加者が料理などを持ち寄って行う「ポトラックパーティー」などを定期的に開催し、日本人住民との接点が増えるように取り組んでいる。
また、市の担当課に外国人の相談員を配置したり、NPO法人やボランティア団体と連携して、外国人のニーズを把握し、支援体制の充実を図っている。

ひまわり21（広島県） ※任意団体

連携先： 行政(市) NPO法人 地域住民

- 日本語教室として、地域のイベント、公民館の文化祭や地域の任意団体が主催する清掃登山、地域のフットサルリーグ等に参加し、日本語教室の存在や外国人の存在が見えるように、また、地域住民との接点が増えるように広く活動をしている。

さらに、まちづくりに関する市民活動を支援しているNPO法人とともに、まちづくりに関する活動の担い手を育成する講座の中で、地域の日本語教室を取り上げたり（受講者が、日本語教室を見学し、さらに、まちづくりの観点からその教室でできる活動を計画し、実際に実施する等）、同法人と共にまちづくり企画のコンペに応募し、広く市民を対象とする活動を実施したりしている。

[ポイント4] 日本語教育の実施機関・団体が様々な機関・団体と連携し、日本語教育だけでなく、社会生活におけるニーズに対応する

外国人の日本語学習を含んだ多様なニーズに対応するため、多様な内容、レベルの日本語教室を開設するほか、以下のように様々な機関・団体との連携・協力により、ニーズに対応する取組を行っている。

日常生活で出会う様々な生活場面（子育てや医療、防災等）及びそれに関連する生活上の行為を取り上げたり、外国人の就労につなげたりするなど、外国人が抱えている課題を解決し、（地域）社会に参加することを支援する取組のほか、多様な外国人のニーズや意見、視点や声を地域社会をよりよく変えていくきっかけとしようとすることで参加しやすい地域社会を作ろうとしている事例がある。

いずれも、取り上げる内容に係る機関と協働で取り組むことにより、内容の専門性を担保している。

①外国人の社会生活におけるニーズに対応する

学習者の多様なニーズに対応するために、必要な関係機関の連携・協力により、対応を行っている。また、対応は外国人のニーズに対応した情報提供や学習、交流等によって終わるものもあれば、必要な対応や外国人の声等を地域社会に発信する取組を含むものまで幅がある。

JTMとくしま日本語ネットワーク ※任意団体

連携先： 労働者福祉協議会

- ・ JTMとくしま日本語ネットワークでは、徳島県労働者福祉協議会の「定住外国人の就労・社会参加事業（徳島県の委託事業）」に日本語教育の講師を派遣している。同事業では、中級レベルの日本語、ビジネスマナーを学ぶ講座をはじめ、介護現場に特化した日本語講座、漢字学習講座（介護資格取得講座に併設）、子育て中の外国人のための日本語講座を行っており、日常生活から就労まで幅広く、外国人の社会参加につなげるための日本語教育を行っている。

また、同事業の連絡協議会の委員も担い、講座の中で受講者から表出する問題点などから、課題提議、提言を行い、よりよい連携ができるよう努めている。（なお、同ネットワークは徳島県労働者福祉協議会の関連団体であり、同協議会内に事務局を設置している）。

飯田市（長野県）

連携先： 医師等

- ・ 自身が育った環境とは異なる文化の中で子育てをしている外国出身者を対象に、子育ての場面で出会う日本語を学ぶ教室を実施。扱うテーマは、子育てに関する制度、医療機関について、保育園でのコミュニケーションなど様々。

企画の段階から保健師、保育師、子育て中の外国人住民等に関わってもらい、講師としても協力いただいた。特に、子育て中の外国人住民に企画委員として参画いただくことは、ニーズを把握することや子育て中の外国人リーダー育成の場となっている。

豊田市

名古屋大学

連携先： 図書館等 医療機関等

- ・ 医療機関や警察などの公的機関の協力、市役所の市民向け出前講座などを活用し、映像教材及び学んだこと、気付いたことを書き込んでいく教材を開発。また、実際にごみの分別や図書館の利用などを体験する日本語教育のプログラムを実施。

日本語教育の実施に当たっては、図書館等の公的施設に関しては改善点の提案をまとめるなどして、外国人が地域での生活により主体的に関わることができるようなプログラムとしている。

②地域社会の社会生活におけるニーズに対応する

地域の外国人に対するニーズに対応するために、必要な関係機関の連携・協力により、対応を行っている。

飯田市（長野県）

連携先： 医師等

- 「地域との協働」をテーマに、「自治会」、「市役所」、「消防署」、「地域住民」等と連携し、各機関からの要望も盛り込んだ日本語教室を実施。
外国人住民が集住する地域の区長、まちづくり委員会からの要望による「ごみの分別」や「防災」といった内容のほか、地域で活動する様々な分野の講師（伝統工芸技術者・リトミック講師等）を講師に迎え、外国人住民が少しでも地域へ参画するきっかけが持てるよう企画した。

愛知県国際交流協会

連携先： 日本赤十字社

- 日本赤十字社と連携して災害に関する講座を実施。日本赤十字社が地域で防災の活動を行っていたが、外国人住民に対して地域の防災活動を行いたいと考えていた。参加者に正しい技術や知識が身に付くと同時に、日本赤十字社を通じて、その他の防災ネットワークとつながることができた。

青丘社（神奈川県） ※社会福祉法人

連携先： 行政(市) 病院

- 外国人を対象として、市の担当者の協力の下で、日本語学習を兼ねて防災教室を実施したり、病院関係者の協力の下で、日本語学習を兼ねた病院講座を実施したりしている。いずれも市や病院側のニーズを基に行っている。

角田市（宮城県）

連携先： 行政(市)

- 子育て支援関係の部署と情報交換を行い、子育て関係の部署から「子供が来ない」、「子連れでの外出は大変なのか、親を最近見掛けない」などの相談があったときに、日本語教室での取組の状況などを報告。
また、子育て関係の部署からの依頼に応じて、日本語教室の指導者から外国人に対して声掛けなどを実施したりしている。

[ポイント5] 複数の市区町村の連携や都道府県等の広域行政の協力・支援の下、日本語教育を実施する

ある自治体が単独で日本語教室を設置・運営するのではなく、複数の市区町村が協働して、あるいは、より広域の行政の支援を受けて日本語教室を設置・運営している事例がある。

①複数市町の協働

各市町が予算を負担し、協働で運営することで資源を有効に活用し、安定的に運営している。

大仙・仙北広域圏日本語教室（秋田県） ※大仙市，仙北市，美郷町

- ・ 大仙市，仙北市，美郷町の教育委員会が費用を負担し，日本語教育に関する運営委員会を設置し，協働で日本語教室を運営している。日本語教室はそれぞれの市町に開設しているが，二市一町が一体となって運営を行い，外国人の状況や外国人に対する支援等の情報も広く共有されることで，個々の指導者が孤立せず，それぞれの日本語教室の運営，情報交換や指導者の手配等がスムーズに行われている。
また，活動の休止には三市町の合意が必要となるため，安定的に運営される。

都城市・三股町（宮崎県），曾於市・志布志市（鹿児島県）

- ・ 都城広域定住自立圏事業（三市一町）という生活圏の維持，地域活性化を目的とした事業において，多文化共生事業が位置付けられており，さらにその一環として日本語教育が位置付けられている。
- ・ 多文化共生に関する職員研修や日本語ボランティア養成講座を持ち回りで行うなどしており，曾於市・志布志市で日本語教室を立ち上げるなどの効果が見られる。
- ・ また，四市町が協働で行っている取組であり，各市町の日本語教室の方向性をそろえていくのは大変な部分もあるが，個々の市町の予算等の状況のみに左右されず，安定的に運営される。

美濃加茂国際交流協会，可児市国際交流協会（岐阜県）

- ・ 地域日本語支援者養成講座を可児市国際交流協会と共催により実施。可児市国際交流協会が持っているノウハウ，人のつながりを活用することができた。

②日本語教育の関係機関・団体間のネットワーク

日本語教育の関係機関・団体間のネットワークの構築，会議の開催あるいはネットワーク等に参加していることで，域内で情報が流通する。また，地域全体の状況の把握が可能になる。

大阪府

おおさか識字・日本語センター ※任意団体

連携先： 府内の市町村，国際交流協会，任意団体等

- 大阪府内の各地域で日本語教室の企画・運営やコーディネートをしている人たちが集まり，コーディネーター会議を行っている。月1回定例会を行うことにより，外国人の状況や各地の取組などに関する情報を共有できるだけでなく，府全体として日本語教育に関する課題の洗い出しができています。

静岡県国際交流協会

連携先： 県内の市町村，国際交流協会，任意団体等

- 静岡県の東部地区は面積の小さな地方公共団体が多く，住居，勤務地，通う日本語教室の自治体が全て異なるという外国人が非常に多い。複数の自治体をまたいで生活している人に対して柔軟に日本語支援を行うため，静岡県の東部地域で活動している15団体により，東部日本語ボランティアネットワークが発足し，情報交換などを行っている。

愛知県国際交流協会

連携先： 県内の市町村，国際交流協会，任意団体等

- 愛知県国際交流協会では，日本語教育を行っている人の活動を支援するために，施設内にリソースルーム（資料や教材等を揃え，さらに打合せ等ができる場所）を開設している。そのリソースルームをより有効に活用するため，東海日本語ネットワーク（東海地域で地域における日本語教育を実施している団体等から構成される）にリソースルームの運営を委託し，協働で有効活用のためのイベント等を行うなどし，域内全体の活動の活性化を図っている。

兵庫県国際交流協会

連携先： 県内の市町村，県内の教育委員会，国際交流協会，任意団体等

- 兵庫県内の日本語教育，支援を行っている機関・団体，教育委員会，行政等から構成されるひょうご日本語ネットに参加し，地域における日本語教育を担う機関の一つとして，情報交換や意見交換などを行っている。現場からの提案に対して，様々な立場，視点から意見共有できる機会を図り，県内での課題に対しネットワークが機能できる取組みを検討している。

③都道府県などの広域サポート

域内で既に活動している機関・団体への助言、相談対応などの支援、域内で取り組まれていない内容などの実施、日本語教育の空白地域の解消に向けた取組の実施等、それぞれの都道府県の状況に応じて取組の内容は多岐にわたる。

茨城県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県内各地で活動している日本語教育実施団体に対する支援として研修会を実施している。
以前は全県を対象とした研修会を水戸等で開催していたが、開催地域によって参加できる人とできない人が出てくること、さらに、研修参加者がその成果をそれぞれの日本語教室に持ち帰って実践しようとしても、研修に参加した人としていない人との間での温度差が埋まらないケースがあった。
そのため、各市町村や国際交流協会、日本語教室の要望に応じて、茨城県日本語教育アドバイザー*を派遣し、同アドバイザーによる日本語ボランティアの養成講座及び日本語ボランティアに対する研修を実施している。費用等は県国際交流協会が負担。
- ・ また、同アドバイザーの派遣とは別に県内の日本語教育実施団体が集まり、情報交換、意見交換を行う機会を設けている。
*…当該協会では、専門的な知識や経験、技能を有する日本語教師を「茨城県日本語教育アドバイザー」として登録し、上記派遣等を行っている。

宮城県国際化協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 当該協会では、県内各地の日本語教育団体に対する支援として、協会職員や専門家の訪問による相談や情報提供、研修会や連絡会議の開催、山間部や沿岸部の日本語ボランティアに対する支援が手薄にならないことを企図し、年1～2か所でボランティア養成講座を実施している。
また、県内の各日本語教室との棲み分けとして、日本語教育の専門家による日本語教室の開催を行っている。
さらに、広域行政であることを踏まえ、県内の日本語教育実施団体が取り組みにくいこと（新しい教室活動の方法等）を試行的に実施し、そのノウハウや情報の提供などを行っている。

山形県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県内各地域で既に国際交流協会やボランティアによる日本語教室が開催されているが、その内容は初級レベルに当たるものが多いことから、中上級レベルの日本語学習者を対象とした日本語教室を実施している。
また、都合により、各地域最寄りの日本語教室に通うことができない学習希望者に対し、日本語サポーターを紹介し、1対1のマンツーマンレッスンを実施している。

福井県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 福井県は大きくは嶺北地方と嶺南地方に分かれ、公共交通機関による移動も本数等が限られている。県内2か所（嶺北地方：福井市、嶺南地方：敦賀市）にセンターを設け、さらに日本語教育事業担当者をそれぞれ1名ずつ配置し、それぞれに日本語ボランティアに対する研修会等を開催している。

石川県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県国際交流協会では、地域における日本語教室で活動している指導者に対する研修会の開催、指導者になりたい人のための基礎講座、県内の各地方公共団体等がボランティア等に対する研修会を企画する際のコーディネートを実施している。
また、研修については、県国際交流協会のある金沢だけでなく、各地域に向いて開催し、それぞれの地域での新規日本語教室の立ち上げを支援している。

愛知県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県国際交流協会では、域内の地方公共団体や国際交流協会、日本語教室に対する支援として、各種研修や日本語教室の作り方に関する出前講座の実施、情報提供を行っている。

兵庫県国際交流協会

連携先： 県内の市町村、国際交流協会、任意団体等

- ・ 県国際交流協会では、日本語教室は情報提供や地域住民とのつながり作りの観点から、外国人住民にとってのセーフティネットになるとの発想の下、各地域における日本語教室の開設を協働で実施。

具体的には日本語教室が開設されておらず、空白地域となっている地方公共団体や国際交流協会等に対して、日本語教室の開設を働きかけ、日本語ボランティアの養成講座の実施や運営に必要な情報を提供したり、相談に乗るなどして、日本語教室の開設を支援している。さらに、開設後にも研修等を実施している。

[ポイント6] 日本語教室を安定的に運営したり、日本語教育の取組を広げるため、日本語指導者やコーディネーター等の人材を確保・配置する

日本語教育活動に参加し、指導・協力をを行う人材やコーディネートを行う人材の確保に当たっては、直接要請したり、専門人材を有する団体に委託したり、直接雇用するなど様々な取組を行っている。

①指導者等の人材の確保・配置

日本語教育に関わる人材を確保するため、①より多くの人の興味・関心を得られるよう、指導者等の養成講座を日本語教育以外の施策（生涯学習施策等）にも位置付ける、②指導者を安定的に確保できる機関・団体の協力を得る等の取組を行っている。

また、日本語教育以外の地域の様々な活動等に関わっている人が日本語教育に関わることで、日本語学習者の活躍の場が広がり、日本語教室にとっての人材の確保が地域の活動や行事、イベント等の人材の確保につながることもある。

徳島県

連携先： 国際交流協会(町)

- 徳島県石井町にある石井町国際交流協会では、徳島県が受託した「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁委託事業）の一部として日本語ボランティア養成講座を実施している。

また、文化庁の委託事業として行うだけでなく、県の生涯学習施策として実施されている徳島県立総合高等学校「まなびーあ徳島」主催講座に位置付けられており、日本語教育や外国人支援、国際交流等に限らず、多様な興味関心を持つ人を集めることができるようになっている。

茨城県国際交流協会

連携先： 行政(県)

- 茨城県国際交流協会では、県内の市町村、国際交流協会、日本語教室の要望に応じて、茨城県日本語教育アドバイザー*を派遣し、同アドバイザーによる日本語ボランティアの養成講座及び日本語ボランティアに対する研修を実施している。

同スキームで実施されるボランティアの養成講座及び研修は、県の生涯学習施設である弘道館アカデミーの講座としても位置付けられており、ボランティアの養成講座及び研修に8割以上出席した人に対しては県知事名での修了証が授与されることとなっている。

*…当該協会では、専門的な知識や経験、技能を有する日本語教師を「茨城県日本語教育アドバイザー」として登録し、上記派遣等を行っている。

横浜市泉区

連携先： 国際交流協会(政令指定都市) 任意団体

- 区では、担当職員の人事異動もあり、また、外国人支援や国際交流のみを担当しているわけではないことから、日本語教室の指導者を区が直接探して、確保するのは大変な状況である。特に講師が急きょ休む場合などの代替りの確保などは困難であることから、安定的に日本語教室を運営することを考え、横浜市国際交流協会に委託して日本語教室を実施している。

また、教室活動の内容に応じて、区の市民活動を支援する部署に登録されているサークルやボランティア、他部署の協力を得て、講師を務めてもらっている。

石川県国際交流協会

連携先： 地域住民

- 日本語教育を仕事とする人だけでなく、地域の状況に応じて、多様な属性、背景を持った人が日本語教室にボランティアとして参加している。

また、多様な人が参加することには良さもあり、例えば、地域の様々な事業・イベント等において中心的に関わっている地域の住民が、日本語教室の運営を行うメンバーに入ること、日本語教室の学習者が地域の様々な事業・イベントに参加したり、スタッフとして関わったりするようになった。地域と日本語教室が密着することで、外国人も地域を支える人材として力を発揮できる機会が増えることがある。

長野県

連携先： 外国人住民

- ・ 実際に第二言語として日本語を学んだ経験のある外国人を対象に、バイリンガル日本語指導者育成講座を実施している。外国人が自分の日本語学習経験をもとに日本語を教えられるようになるためのプログラムを実施している。

②コーディネーター等の人材の確保・配置

地域の日本語教育に関するコーディネーター等を確保・配置することにより、事業の企画・運営、日本語教育を実施している機関・団体間の調整や課題を抱えている機関・団体への相談対応や助言を行い、域内の日本語教育の円滑化に貢献している。

なお、地域で既に活動している人材、他地域の人材、大学教員等の日本語教育の専門家など、こういった人材がコーディネーターになるかによって期待される効果も異なると考えられる。

とやま国際センター ※富山県の地域国際化協会

連携先： 日本語教育機関

- 日本語支援ボランティア養成講座の開催や日本語教室へのアドバイザー派遣に当たって、日本語教育の専門機関である（有）トヤマ・ヤポニカがコーディネーターとして機能している。
トヤマ・ヤポニカでは、これまでに日本語教育の専門機関として蓄積してきたノウハウや、県内で地域における日本語教育に関わる中で蓄積してきたノウハウを生かして、とやま国際センターが県内各地で開催する日本語ボランティア養成講座の講師を務めたり、日本語教室への今後の運営支援等に対する相談等に応じ、助言している。これらのことを通じて、教室を支える人材の養成を行っている。

横浜市国際交流協会

連携先： 日本語教育の専門家

- 市内の日本語教室などからの相談に応じ、大学教員等で地域における日本語教育に関わる専門家を派遣し、日本語教室の運営方法や運営に関する基本的な考え方などに関する相談に対応したり、日本語教育に関する情報提供などを行っている。
- また、機関としても市内の日本語教育実施団体が活動報告をしたり、ポスターセッションを行ったりする場を設けるなどして、域内の情報の流通、ネットワークの形成などを行っている。

宮城県国際化協会

連携先： 日本語教育の専門家

- 県内の日本語教室や地方公共団体からの相談に対して、日本語教育の専門家を派遣し、県内の機関・団体の日本語教室の運営や教え方等に関する相談、日本語教育に関する情報提供、県国際化協会が試行的に行っている新しい教室活動の方法などに関する情報提供などを行っている。

角田市（宮城県）

連携先： 国際交流協会（県）

- 市内に市民活動を行う団体、国際交流協会がないことから、市の非常勤職員が、日本語教室の運営を兼務している。職員が日本語教室の運営等の全体のコーディネートをを行い、日本語指導者が指導内容や指導方法の検討、実際の指導を担当している。
なお、角田市では、日本語指導者の世代交代を円滑に進めるため、後継者育成を目的に、宮城県国際化協会の協力により、ボランティア養成講座を実施し、養成されたボランティアが日本語教室での指導者を補佐している。

千葉市国際交流協会

連携先： 民間団体

- 日本語教室を実施するに当たって必要な関係機関・団体との調整を実施している。
特に「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（文化庁委託事業）により、テーマでつながる日本語教室を実施しているが、起震車で地震体験、消火体験、子育て、自治会等をテーマとして取り上げる際に必要な関係機関との連絡調整、協力の依頼、広報などを行っている。
また、コーディネーターには長年、千葉市で活動してきた人ではなく、他地域で活動実績を積んできた人を配置している。そのことが、組織として、これまでとは異なる見方で地域を眺め、新たな資源を発見することにつながっている。

北九州国際交流協会

連携先： 民間団体

- 厚生労働省の予算により県が設けた基金等を活用して、日本語専門職ポストを新設し、人材を配置したが、その後も自主財源を用いることによりそのポストを継続させている。
生活者としての外国人に対する日本語教育の企画、企画の広報、関係先との連絡調整、日本語教室に通う学習者・ボランティアのニーズや現状把握など、日本語教育に係る地域の課題を発見して、解決に向けた実践を行う人材を配置している。

ひろしま国際センター ※広島県の地域国際化協会

- ひろしま国際センターでは、海外の小中高校・大学・地方公共団体や国内の大学・企業等からの外国人を受け入れ、日本語研修等を実施している。そのほか、留学生に対する集中的な日本語教育プログラムの実施、市町村の職員に対する研修や、日本語ボランティアに対する研修などを実施している。
生活者としての外国人に対する日本語教育に限らず、日本語教育に関する業務は幅広く、日本語教育の専門講師が5名配置されているだけでなく、日本語教育の担当職員も複数名雇用されている。
専門講師は、当該機関で日本語教育を行うだけでなく、広島県などの費用負担により、県内市町村に多文化共生に係る啓発活動を支援するため、講師として派遣されたりしている。

堺市

- 堺市では、市が日本語施策を実施する以前から市内にボランティアによる日本語教室が多数存在した。既存の日本語教室への支援は、平成20年に市が多文化共生担当職員を採用したころから始まり、平成22年、多文化共生のまちづくりを推進するための拠点（堺市立国際交流プラザ）の開設により、さらに市の施策と連携させた各種施策を立案、実施してきた。
- その一つとしてボランティアでは難しい入門期の学習者を対象とした「入門レベルの日本語教室」を開催し、当講座へのボランティアの参画による連携及び当講座修了者を地域教室へつなげるための見学交流会の実施など、地域日本語教室と役割分担をしながら、必要な支援を行い、域内の日本語教育の充実に努めている。

6. まとめ

- 地域における日本語教育については、今回の実施体制の考え方、事例について広く周知・広報を行うとともに、実際の各地の取組の情報収集を継続的に行うことが重要である。また、収集した情報を関係者間で、効果的に共有することが必要である。
- 今回、小委員会での議論においては、「生活者としての外国人」を中心とした地域の日本語教育の体制について議論を進めてきたが、技能実習生や高度人材などの外国人受入が一層進んでいく中において、地域に居住し、生活を営む外国人が地域社会で活躍できる環境を整えることが求められるのではないか、そのためには関係省庁とも連携し、日本語教育も含めた国家戦略としての外国人政策について検討を行うことが必要ではないかといった意見があった。
今後も経済情勢や在留資格等をめぐる制度改正その他の社会状況により、外国人の受入れ動向や日本語学習に対するニーズが大きく変わる可能性がある。幅広く情報収集を行いながら、適宜、適切な対応について検討することが求められる。
- なお、本中間まとめは、今後、都道府県等へ意見を照会する予定であり、関係各所からの意見を踏まえ、本年度後期の小委員会の検討へとつなげていくこととしている。

7. 資料

7. 1 地域における日本語教育の実施体制について 中間まとめ 関連資料

7. 1. 1 在住外国人数の推移, 在留資格別の外国人数の推移

	平成 22 年末 (2010)	平成 23 年末 (2011)	平成 24 年末 (2012)	平成 25 年末 (2013)	平成 26 年末 (2014)	構成比	対前年 増減率
	計	2,087,261	2,047,349	2,033,656	2,066,445	2,121,831	100.0

特別永住者